

与那原中学校部活動の在り方に関する方針

与那原町立与那原中学校

○部活動の意義

部活動の在り方に関する方針の策定

スポーツ庁策定「運動部活の在り方に関する総合的なガイドライン」、及び文化庁策定「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、沖縄県・沖縄県教育委員会が「沖縄県部活動の在り方に関する方針」を策定した。その「沖縄県部活動の在り方に関する方針」と与那原町・与那原町教育委員会が策定した「与那原町運動部活動等の方針」を踏まえ、本校では、生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動が、よりいっそう有意義な活動となるための指針として、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、「与那原中学校部活動の在り方に関する方針」を策定する。

○適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、「与那原中部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、自校の部活動様子や成績等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

○指導・運営に係る体制の構築

- (1) 指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- (2) 部顧問や生徒の実態に応じて、地域の人材や外部指導者を積極的に任用する。
- (3) 生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

○本校の部活動のねらい

- (1) たゆまず工夫・努力することに喜びを感じ、ねばり強く最後までやりとげる意志の強い生徒になる。
- (2) 上級生・下級生が心をひとつにして活動し、チームの一員として協力・責任・公正などの態度を養い、良いチームをつくる。
- (3) 体力・技能の向上を図り、つねに健康安全に気をくばることのできる生徒になる。
- (4) 奉仕の精神を発揮して生活を豊かにすることができる生徒になる。
- (5) きまりを守り礼儀正しく自主的に活動するなかで、友情を深め楽しい学校生活を経験する。

○適切な練習時間・休養日等の設定

練習時間

- (1) 平日は2時間程度。
- (2) 土日、休日、長期休業日は2.5時間程度。(17時までを原則とする)
※平日に関しては与那原中学校の活動時間に従うこと。
- (3) 早朝練習は校長及び保護者の許可を得て行うことができる。保護者より「早朝練習承諾書」を貰う。その場合、必ず顧問教師がつくものとし、(外部コーチ可)時間は7:00~7:40までとする。朝の活動(あいさつ運動・清掃活動など)は8:00までとし、8:05までに着席する。
違反した部活動は活動停止となる。
- (4) 延長練習においては、大会の2週間前を考慮し、校長の許可を得て30~40分程度の練習を認める

期間	活動終了時間	完全下校	(最長延長時間)
4月~7月	① 18:45	19:00	(19:30)
8月~10月	② 18:00	18:15	(19:00)
11月~1月	③ 17:30	17:45	(18:30)
2月~3月	② 18:00	18:15	(19:00)

○休養日

- (1) 第1日曜日(与中の日)と、第3日曜日(家庭の日)は部活動停止とする。ただし大会などで活動停止ができない場合は翌日、活動停止とする。土日の大会後の月曜日は休みとする。また研修等で、部活動停止日に変更する場合もある。
※毎週水曜日を「部活動停止日」とするが、中体連主催の大会、陸上・駅伝の2週間前は考慮する。
- (2) 定期テスト前は部活動停止期間を設ける。停止期間は定期テスト4日前、技能テスト2日前からとする。

○指導に関すること

- (1) 全職員が部活動の意義とねらいを理解して指導にあたる。
- (2) 指導者は、原則として本校教師があたる。
- (3) 顧問が指導できない場合は、あらかじめ他の教師に下校指導を依頼する。
- (4) 顧問は他の教師との連携を密にし、相互理解を図る。
- (5) 長期休み中は、全職員の協力を得て、練習の開始・終了・下校の指導を行う。
- (6) 顧問の指導に従わない場合には、大会への出場停止及び退部をさせることができる。
- (7) いかなる場合でも体罰してはならない。

安全管理・体罰等の根絶

- (1) 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- (2) 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。
- (3) 高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるよう熱中症予防運動方針などのマニュアルを確認し、熱中症などの事故防止に努める。

※参考：「運動部活動の在り方に関する方針、2-（1）ア

（沖縄県教育委員会平成30年12月）」

- (4) 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。

※参考：「～教職員のさらなる指導力の向上を目指して～（沖縄県教育委員会平成26年3月）」

○外部指導者に関すること

- (1) 外部からの指導者については、顧問から要望があり、必要に応じて顧問会で検討し、校長の許可を得る。
- (2) 委嘱状は部活動育成会総会以後、校長室にて交付する。外部指導者はできる限り委嘱状交付式に参加をして、校長との顔合わせを必ず行う。
- (3) 外部指導者の任期は、委嘱された日から3月末日とする。
- (4) 外部指導者の資格
 - ①外部指導者は、技術はもとより、教育的識見をそなえ、年間を通じて当該校の指導にあたること。
 - ②外部指導者は、補助的な役割を果たすものであり、下記について顧問の方針に従うこと。

【下記】

- ◇部活動の運営に関すること。（部活動方針等）
- ◇練習時間・場所・内容に関すること。
- ◇練習試合や大会への参加に関すること。
- ◇登録・大会参加選手等の選手決定に関すること。
- ◇ユニフォーム等の個人購入に関すること。